

幼稚園・認定こども園(短時間保育)利用者向け

令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化がスタート

幼稚園・認定こども園(短時間保育)を利用される方はご確認ください。

【対象者・利用料】

- 3歳児クラスから5歳児クラスまでのすべての子どもの保育料が無償化されました。
- ただし、実費として徴収される費用(行事費等)は、これまでどおり保護者の負担となります。

幼稚園・認定こども園の預かり保育を利用される方

【対象者・利用料】

- 預かり保育の利用料が無償化の対象となるためには、新見市から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。
(注)「保育の必要性の認定」については、保護者の就労等の要件があります。
- 利用日数に応じて、月額上限11,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。

預かり保育の利用料が無償化の対象となるためには、**事前の手続きが必要です。**

⇒詳しくは、申請案内をご覧ください。

